

「地域若年層によるイノベ構想理解促進に向けた広報コンテンツ制作・課題解決力育成支援業務」
仕様書

1. 委託業務名

地域若年層によるイノベ構想理解促進に向けた広報コンテンツ制作・課題解決力育成支援業務

2. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）

3. 背景及び業務目的

福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という）は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等 15 市町村※（以下「イノベ地域」という）の産業を回復させるために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである。

令和7年6月には「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」が改定され、新たな視点として『地域の稼ぎ』『日々の暮らし』『担い手拡大』が加えられた。

本業務は、イノベ地域の担い手として期待される県内高校生が、構想及び福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という）に関わる企業・団体等の事業者や地域住民等と協働しながら、広報コンテンツ制作や地域課題等の検討、それらの情報発信を通じて、構想やイノベ地域への理解、地域事業者等への興味・関心を深め、自身のキャリア形成の中で県内就業・起業等への意欲醸成を図ることを目的とする。

※浜通り地域等の 15 市町村

いわき市・相馬市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯舘村

本業務に係る参考資料：

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という）ウェブサイト

<https://www.fipo.or.jp/>

「イノベ地域のテクノロジー」のいまを伝える Web メディア Hama Tech Channel

<https://www.fipo.or.jp/htc>

ふくしま 12 市町村移住ポータルサイト #未来ワークふくしま

<https://mirai-work.life/>

福島ロボットテストフィールドウェブサイト

<https://rtf.f-rei.go.jp/>

東日本大震災・原子力災害伝承館ウェブサイト

<https://www.fipo.or.jp/lore/>

4. 委託業務の概要

受託者は5. 委託業務の内容 (1)及び(2)の業務の事務局として以下を行うこと。

また、本業務の趣旨を踏まえ、必要に応じて対象となる高校生に親しみやすく、プログラムの認知向上、ブランディングにつながる本業務の通称やロゴデザインを提案すること。なお、ロゴデザインは本業務の成果品や機構の広報等で使用する。

- (1) 高校生による広報コンテンツ制作支援
- (2) 高校生による課題解決力育成支援
- (3) 事務局運営及び関係者調整
- (4) 安全管理及び危機対応
- (5) 本業務の記録・コンテンツ・LP制作
- (6) 納品・権利関係の処理
- (7) アンケートの実施

5. 委託業務の内容

(1) 高校生による広報コンテンツ制作支援

ア 支援対象

機構が公募等により選定した高校生（5～8校程度、約25名想定）

※最終的な人数は機構と協議のうえ決定する。

イ 内容

構想及び機構に関わる企業・団体等の事業者や、イノベ地域で活動する住民、まちづくり団体等（以下「地域事業者等」という。）と協働し、高校生による広報コンテンツ制作（映像、ポスター、冊子等）及び情報発信活動を支援すること。なお、制作指導を行うアドバイザー並びに視察・取材先となる地域事業者等については、受託者の提案を踏まえ、機構と協議のうえ決定すること。

ウ 実施内容

① セミナーの開催、発信内容・発信方法の検討支援

構想そのものやその取組及びその成果、広報コンテンツ制作や情報発信等に必要な知識提供を行い、高校生が主体的に制作内容及び発信方法を検討できるよう支援することを目的にセミナーの企画及び運営を行うこと。また、撮影許可範囲の確認や、SNS投稿時のルール策定及び事前学習等を通じて、インターネットリテラシーの向上を図ること。

② 制作活動の支援

制作活動の内容面への助言、進行管理等の支援を行うこと。なお、テーマには、構想やイノベ地域、地域事業者等の魅力のいずれか、または複数を組み合わせ、高校生の視点で紹介する要素を含めること。制作過程において必要な機材及び効果音等の素材は、原則として受託者において用意することとするが、高校生が個人で所有する機材等を使用する場合はその限りではない。

③ 現地活動の実施・意見交換等

構想関連施設やイノベ地域内各所、地域事業者等への視察・訪問、取材、撮影等を実施する現地活動の企画及び運営を行うこと。特に、地域事業者等への訪問、取材、撮影等の際は、事業全般（経営理念や地域への思い、事業内容、就業環境等）について経営者や若手社員等と直接意見交換をする機会や、見学・体験の機会を確保すること。また、高校生に親しみやすいレクチャー等が実施されるよう、必要に応じて説明内容や受け入れに向けて地域事業者等との調整を行うこと。なお、視察・訪問先については、受託者の提案を踏まえ、機構と協議のうえ決定すること。

④ 成果発表（交流会）の実施

成果発表の場を設ける企画及び運営を行うこと。

開催にあたっては、5.（2）高校生による課題解決力育成支援と合同開催とし、具体的な開催時期等は機構と調整のうえ決定すること。

発表会では、参加した高校生への記念品贈呈や参加者同士の交流を深める機会を設けるなど、高校生が取組への達成感を感じるとともに、取材対象となった地域事業者等やイノベ地域についての愛着を醸成するための工夫について提案すること。

⑤ 情報発信

成果品を活用した若年層向けの情報発信を行うこと。提案にあたっては、発信媒体、広告手法、ターゲット設定、運用方法、評価指標及び想定される効果等を示すこと。なお、機構が管理する SNS アカウント（Instagram、YouTube 等）の使用も可とする。具体的な発信媒体、配信期間、運用方法等については、機構と協議のうえ決定する。

成果品は、5.（5）本業務の記録・コンテンツ・LP 制作において制作する LP にも掲載し、継続的な情報発信及び閲覧機会の確保を図ること。

(2) 高校生による課題解決力育成支援

ア 支援対象

機構が公募等により選定した高校生（5 校程度、約 25 名想定）

※最終的な人数は機構と協議のうえ決定する。

イ 内容

高校生がイノベ地域内の課題や関心のあるテーマ等について主体的に調査・分析が行えるよう、浜通り等で活躍する起業家等（以下、「伴走パートナー」という。）とともに、高校生の課題解決に向けた企画立案や提案活動を支援すること。なお、実施にあたっては、問題解決思考や起業家的視点を学ぶ機会を設けるとともに、地域事業者等や伴走パートナー等との交流や対話を通じて、高校生がイノベ地域や社会との関わりを主体的に考えられる内容とすること。また、伴走パートナーについては、受託者の提案を踏まえ、機構と協議のうえ決定する。

ウ 実施内容

① セミナーの開催、課題検討支援

構想やその取組及び成果、課題解決、企画立案等に関する知識提供を行い、高校生が主体的に課題を特定し、解決方法を検討できるよう支援することを目的にセミナーの企画及び運営を行うこと。

また、機構、伴走パートナー等との連絡調整を行い、高校生との議論や検討機会を複数回設けること。

② 検討活動の支援

検討活動の内容面への助言、進行管理等の支援を行うこと。なお、検討過程において必要な機材及び資料等については、受託者において用意することとする。

③ 現地活動の実施・意見交換等

伴走パートナーが必要に応じ設定する現地各所での訪問・取材等について、伴走パートナーと連携して、訪問・取材等を行う機会または見学・体験の機会を設けること。なお、必要な移動手段及び移動ルートを確認すること。

④ 成果発表の実施

5. (1) ウ ④. 成果発表（交流会）の実施のとおりとする。

⑤ 情報発信・媒体対応

高校生の活動について、メディア（テレビ、ラジオ、新聞等）を活用した情報発信を提案すること。なお、詳細については、機構と協議のうえ決定する成果品（報告書を想定）は、5. (5) 本業務の記録・コンテンツ・LP（ランディングページ）制作において制作するLPにも掲載すること。

(3) 事務局運営及び関係者調整

ア 関係者調整

機構、高校生（必要に応じて保護者を含む）、伴走パートナー、地域事業者等との調整及び情報共有を行うこと。

イ 運営管理

日程調整、交通費・謝金等の支払い、事務局運営に必要な各種手続きを行うこと。現地活動の実施・意見交換等での高校生の交通費は集合場所から現地までの往復分を対象とし、食事代は自己負担とする。

また、業務実施段階において発生する関係者間の調整、進行管理、トラブル対応等を含め、必要な対応を円滑に行うこと。

ウ 情報共有

進捗管理ツール等を活用し、機構や高校生、アドバイザー・伴走パートナー等と進捗状況等を共有できるようにすること。なお、本業務は学校外で実施する活動であるが、進捗管理ツール等を用いて必要に応じてその他関係者に活動内容、行程、安全管理体制等について適切に情報共有を行うことがある。

(4) 安全管理及び危機対応

事故、災害その他制作、検討活動及び現地活動における事故等に備え、国内旅行傷害保険への加入等、必要な安全対策に万全を期すこと。また、事故、災害その他緊急時に備え、危機管理体制及び対応手順をあらかじめ整備するとともに、事前に機構を含む関係者に共有すること。

安全管理については、生徒及び関係者の安全確保を最優先とし、無理のない運営体制、移動計画及び活動計画とすること。なお、現地活動での移動については、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン（国土交通省物流・自動車局）」を参照のうえ、必要な事項を機構と協議のうえ実施すること。

(5) 本業務の記録・コンテンツ・LP（ランディングページ）制作

ア 制作目的

高校生が主体的かつ活発に取り組む様子を記録し、本業務の取組紹介、若年層への情報発信等に活用するため。

イ 記録

本業務の各過程（セミナー、現地活動、制作活動、成果発表等）について、動画及び写真等による記録を行うこと。なお、記録にあたっては、高校生の活動の様子や会場の雰囲気、地域事業者等との交流の様子など、本業務の魅力が伝わる素材を収集すること。

ウ コンテンツ制作

記録した素材及び高校生の成果品を活用し、動画コンテンツを合計2本以上制作すること。

動画の想定仕様は、以下のとおり。

① 本編

本数：1本以上

尺：1～3分程度

内容：当日の活動全体像や成果を総括的に伝える構成とする

② ショート版

本数：1本以上（本数については可能な限り提案すること）

尺：SNSプラットフォームに適した短尺（例：15～30秒程度を想定）

内容：当日のハイライト、高校生のリアクション等を活用し、拡散性および視聴維持率を意識したテンポの良い構成とする

デザイン：高校生層に訴求するトレンド要素を踏まえ、統一感のあるビジュアルデザインとする

③ 共通事項

映像内にはBGMおよび効果音を適切かつ効果的に使用し、訴求力を高める演出を施すこと

配信媒体に応じて字幕を付与すること（可読性・視認性に配慮すること）

なお、投稿前に内容確認および修正の機会を設けること

エ 付随コンテンツ

制作した映像に付随する説明文を作成すること。なお、当該文は映像公開時等に掲載するものとする。

また、次の静止画等を制作すること。

- ① 各媒体に応じたサムネイル画像
- ② 機構ウェブサイト掲載用画像（1080×1920px 程度）
- ③ SNS 投稿、ウェブサイト、広報等に活用可能な写真素材

オ LP 制作

本業務の取組内容及び成果等を発信するため、機構ウェブサイトと連携した LP を制作すること。

LP については、事業広報及びアーカイブとして機構が継続的に活用可能な構成とし、制作した動画、写真、成果物等を掲載することで、高校生や保護者等が本プログラムの内容や雰囲気を視覚的に理解できる内容とすること。

なお、業務委託期間内において必要に応じて文言修正、画像差替え等の軽微な改善対応を行うこと。

また、LP の掲載内容、構成、デザイン、公開時期等については、機構と協議のうえ決定するものとする。

(6) 納品・権利関係の処理

ア 納品

作成したデータは、PNG、mp4 等機構が指定する形式により納品すること。また、LP 制作に係るデータ一式（画像データ、デザインデータ、ソースコード等を含む）についても、機構が継続的に利用及び修正できる形式で納品すること。

なお、ロゴデザインを作成した場合は、SNS、ウェブサイト、印刷物等での使用を想定し、カラー及びモノクロデータ等を納品すること。

イ 撮影・制作時の対応

撮影及び制作にあたり、必要な許可及び同意取得を行うこと。

個別の企業や事業所等に係る情報を映像等に含める場合は、必要な連絡調整及び手続きを行うこと。

ウ 権利処理

肖像権、著作権等の権利処理を適切に行うこと。

なお、本業務により制作したデータ、写真、映像、LP その他成果物に係る権利は機構に帰属するものとし、機構において広報物、ウェブサイト、SNS 等への二次利用を行う場合がある。

(7) アンケートの実施

参加した高校生を対象に、本業務の前後にアンケートを実施し、集計・分析のうえ機構に報告すること。調査項目には、参加の満足度、構想や取組、イノベ地域への関心度、地域事業者等への関心、進路・キャリア意識の変化等を含めること。なお、可能な限り、関わった地域事業者等、アドバイザー及び伴走パートナー等からの評価や意見も業務

内容改善に向けてフィードバックとして整理すること。

アンケートの内容及び実施方法については、機構と協議のうえ決定するものとする。

6. 受託者の責務

(1) 苦情等の処理

本業務により生じたトラブル等に関しては、把握後速やかに機構に報告するとともに、受託者が責任を持って対応すること。

(2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、各種法令等を遵守し、機構の信用を失墜する行為を行ってはならない。また、関係者との調整や参加者への対応にあたっては、本業務を機構から受託して実施していることを十分認識し、社会通念上求められる節度ある行動のもと、参加者、保護者及び学校関係者に不安又は誤解を与えることのないよう誠実に対応すること。

7. 提出書類等

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後、速やかに提出するもの

	書類名	様式等	媒体	備考
1	主任担当者通知書	様式第1号	電子	委託契約書第3条の規定により提出すること
2	事業着手届	様式第2号	電子	委託契約書第8条の規定により提出すること
3	一部再委託届出書	様式第3号	電子	委託契約書第9条第2項の規定により提出すること
4	業務実施体制図	任意様式	電子	責任者及び担当者を明記すること
5	業務実施工程表	任意様式	電子	
6	その他	任意様式	紙・電子	機構が必要と認める書類・データ

(2) 業務完了時、速やかに提出するもの

	書類名	書式等	媒体	備考
1	事業完了届	様式第4号	電子	委託契約書第17条の規定により提出すること
2	事業実績報告書	様式第5号	電子	〃
3	業務報告書	PDF等	電子	以下の内容を含むこと ・参加者名簿 ・アンケート集計分析、結果 ・情報発信の実施実績及び結果 ・本業務の効果検証及び当事業の課題・施策提言を含む
4	経費に係る内訳書	任意様式	紙・電子	
5	その他	任意様式	紙・電子	・本業務で制作した動画・画像等のデータ一式 ・機構が必要と認める書類、データ

(3) 検査完了及び委託の額が確定後、速やかに提出するもの

	書類名	書式等	媒体	備考
1	請求書	様式第6号	紙・電子	委託契約書第18条の規定により提出すること

(4) 提出先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 交流促進部交流促進課
所在地：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階
電話：024-581-6893
メールアドレス：koryu-sokushin6893@fipo.or.jp

8. その他、業務実施上の注意点

- (1) 受託者は、本業務に関わる責任者及び担当者について、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、且つ、業務遂行に必要な知識や能力を有する要員を配置すること。
- (2) 受託者は工程管理を適切に行い、計画的に業務を遂行すること。
- (3) 業務の詳細については、委託契約書及び仕様書に基づき、機構と受託者で協議のうえ決定する。なお、企画提案のあった内容すべての実施を保証するものではない。
- (4) 受託者は、機構と定期的に打合せを行い、進捗状況を的確に報告すること。打ち合わせはオンラインも可とする。また、業務の進行状況等について機構が求めた場合は速やかに報告すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、対応を決定する。ただし、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (6) 本業務で制作した成果品等の著作権及び所有権並びに翻案権は、機構に帰属する。
なお、委託業務終了後、成果品等の内容変更等を機構で行う場合がある。

- (7) 受託者は、一切の著作者人格権及び実演家人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとする。
- (8) 受託者は、機構の許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (9) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに機構へ報告すること。当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとするが、その紛争の処理において、機構も必要に応じて協力するものとする。
- (10) 本業務は、国の交付金等を活用した業務のため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合がある。検査の対象となった際には、協力すること。